

JETRO

特許庁委託事業

# アセアン・インド知財保護 ハンドブック



この1冊で、制度運用早わかり

フィリピン・ベトナム・タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド



## 事例 1

フランスの会社X（以下“X社”）は、高級衣類・靴・香水・皮革製品・時計・サングラスに使用される周知商標“X”（以下“X商標”）の所有者で、世界中に数千の店舗を運営している。X社は世界70か国以上で数多くの商標を登録・使用しており、ベトナムでは、複数の製品を対象とする13の商標の登録された所有者である。X社の長い歴史や高い評判に加え、世界中で提供されている最高品質の製品・サービスから、X商標はベトナムを含む全世界において公衆に広く知られていると推測される。

知的財産法第123条、第124.5条、第125条により、X社は、ベトナムにおけるX商標の所有者として、ベトナム国内でX商標並びにその他X商標と同一又は混同を生じさせるほどに類似の標章・印を使用し、その使用を許可又は拒絶する独占排他権を有している。

一方、登録されたX商標を付した模倣品の販売・取引により、X社の知的財産権を違反している業者が過去何年かの間に見られている。言うまでもなく、模倣品の品質はX社の真正品に比べて劣り、信頼性も低い。

X社の意向により、法律事務所及びハノイ市場管理局の支援の下、これまで40の業者に対して強制捜査が実施され、不法行為を中止させている。Tシャツ、シャツ、パンツ、靴等、違反店舗から押収した模倣品は破壊している。これら店舗の所有者に対しては、総額2億3,030万VND（約1万1,500USD）の罰金が科せられている。

しかしながら、X社の取組は終了したわけではない。X社では、模倣品業者の一部は非常にしつこく、継続的に知財権を行使しなければならないことを認識しており、強制捜査が実施された場所を管轄する警察や地方組織と引き続き綿密な連携を図っている。とりわけ、警察や地方組織に対しては、模倣品による管轄地域内での事業環境への悪影響を強調するとともに、経済、安全への悪影響を説明して、協力関係を維持している。

強制捜査が実施された店舗を管轄する警察や地方自治体の積極的な関与は、違反の抑制に大変効果がある。

## 事例 2

アメリカの会社Y（以下“Y社”）は、2004年にベトナムで登録された特許（以下“Y特許”）の所有者である。Y特許は、感染症の治療に関する重要な発明をカバーしている。Y社はY特許の独占排他権の下に、当該特許により製造された高品質な薬剤を輸入している。輸入薬剤は、毎年数千人にも及ぶベトナム人の感染症患者の治療に使用されている。

一方、ベトナムの国内製薬会社によって、Y特許がカバーする有効成分が製造・輸入・販売されていることが発見された。

Y社の特許権行使のため、以下のような対策が講じられた。

●侵害が疑われる企業の身元調査

- ・ 本事案のセンシティブな面、すなわち、ベトナム人患者への安価な薬剤の提供による国家利益と特許権所有者の知的財産権のバランスに関する内部協議

●保健省との協議

- ・ 保健省及び科学技術省主催の製薬産業における知的財産権行使に関するセミナーへの参加とY社事例の紹介（プレゼンでは、Y特許により製造される当該薬剤の開発にY社がどれだけの時間・費用・労力を費やしたか、当該薬剤が高品質だけでなく、ベトナム人患者にも購入可能な価格であることを強調）

●国内製薬会社による特許権侵害行為につき、ベトナム知的財産研究所への確認要請

- ・ Y特許を侵害する薬剤の輸入・流通・宣伝・販売の即時停止と今後Y社の知的財産権に対する侵害行為を行わないことの約束を求める侵害者への停止命令送達（うち6社は、Y社の問題解決努力を認め、停止命令に署名）
- ・ 科学技術省の協力の下、停止命令に署名しなかった会社の製造工場・倉庫・薬局に対する強制捜査がされ、科学技術省監査局によって侵害品が没収され、行政処分として侵害者には罰金が科せられた

上記のような対抗策は、ベトナムにおける特許侵害薬剤の抑制に大きく寄与した。

## 3 タイ



### 事例 1

これは、商標所有者と警察の共同による徹底した調査の結果、モバイルデバイス・付属品の模倣品を販売していたウェブサイトの所有者が逮捕された事例である。

世界有数のモバイルデバイス・付属品メーカーである会社A（以下“A社”）は、同社の模倣品を販売しているウェブサイトを偶然発見した。ウェブサイトによれば、タイで販売する製品は中国から輸入しており、同サイトはA社の最大手販売店のひとつであると主張していた。

A社は告訴しタイ警察の経済犯罪担当部門 ECD との共同で徹底調査が実施された。調査の結果、侵害に関与していた者はA社の模倣品を大量に輸入・販売していることが判明した。さらに、ウェブサイトの所有者は中国から“ノーブランド”のモバイルデバイスを輸入し、A社の商標が付されたステッカーを貼り付けて販売していたことも明らかとなった。このような行為は、商標法第110条に定める商標権侵害に相当する。商標法第110条には、模倣又は偽造された商標が付された製品を輸入、販売、販売勧誘、販売目的で所持した者に対しては、それぞれ4又は2年以下の禁固刑、40万又は20万バーツ以下の罰金もしくはその両方を科すと規定されている。

不法行為が確認された後、A社とECDによってウェブサイトの所有者の自宅が強制捜査され、

**【特許庁委託】**

アセアン・インド・知財保護ハンドブック

**【著作者】**

日本貿易振興機構（ジェトロ）

\*なお、掲載した情報の収集及び編集には、  
Baker & McKenzie, Ltd. のご協力をいただきました。

**【発行】**

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2013 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2012 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正や名称変更等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著作者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。